

【別紙1】

湯沢市地場産業等強化対策事業補助金交付事業概要

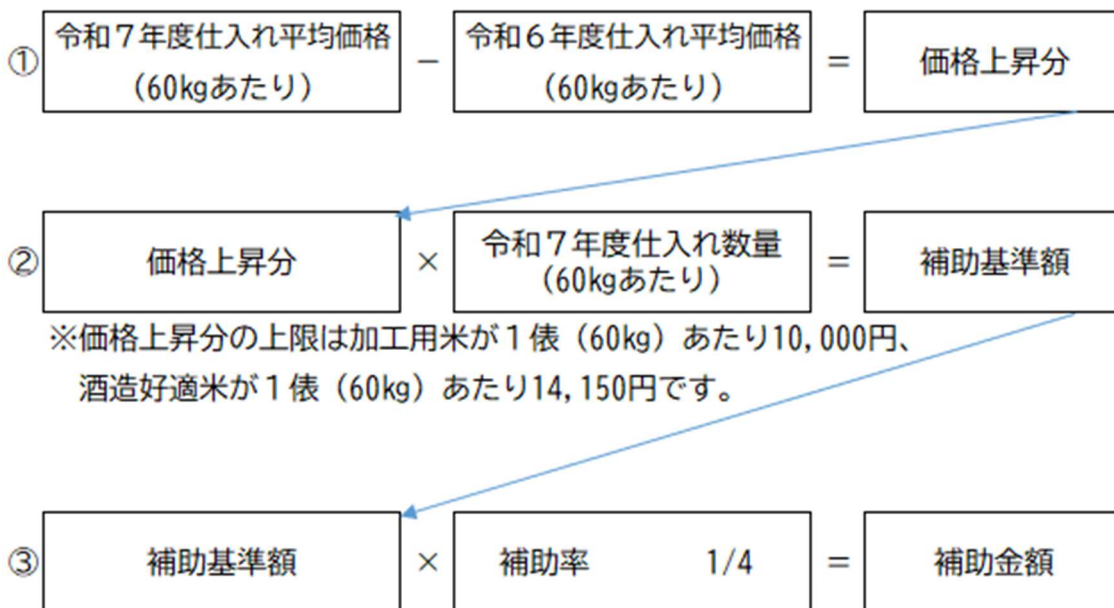
1 目 的

昨今の主食用米、加工用米及び酒造好適米等の原材料価格高騰の影響を特に受けている市内の酒類製造業、麴及び味噌製造業の事業者に対し補助金を交付することにより、当該事業者が原材料を安定的に確保し生産量を維持できるよう支援し、安定した経営環境の確保を図ることを目的とする。

2 対象となる事業者

- ① 酒類製造業、麴及び味噌を生産する食料品製造業に該当する事業者
- ② ①に該当する事業者のうち、令和7年度中に主要な原材料として主食用米、加工用米及び酒造好適米を仕入れた場合であって、令和7年度中の仕入れ価格が、令和6年度中の仕入れ価格に比べて上昇した事業者

3 補助金額の算出手順（例）



4 補助金の申請書類等

対象となる事業者様へ個別に申請書類を発送するほか、市ホームページに掲載します。

5 申請期限 令和8年3月31日（火）午後5時必着 ※期限厳守

6 申請及び担当窓口

〒012-8501

湯沢市佐竹町1番1号

湯沢市産業振興部商工課物産振興班

TEL 0183-73-2135

E-mail bussan-gr@city.yuzawa.lg.jp

7 その他

- ・ この補助金は国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、酒類製造業、麴及び味噌製造業の皆様には補助金を交付するものです。
- ・ 御不明な点がございましたら担当窓口までお問い合わせください。